



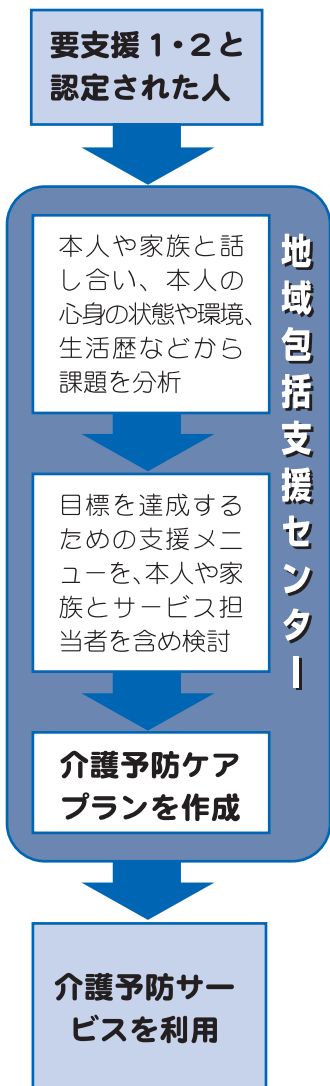
今月の担当
細野 恵里子
保健師

新年度がスタートします。初めての体験や新たな出会いに否応無しに緊張も高まり、体調を崩しやすい季節です。うまく気分転換を図って乗り切りましょう。

4月1日より地域包括支援センターがスタートします

高齢者が住みなれた地域で、安心してその人らしい生活を継続できることを支える機関として、『幌延町地域包括支援センター』が開設されます。(それに伴い『在宅介護支援センター』は廃止となります)新たに開設される地域包括支援センター

【図1】予防給付の流れ



ーでは、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることを目指します。これまで『在宅介護支援センター』で行っていた事業に、予防給付(※1)や特定高齢者の把握や介護予防に関する普及啓発事業(※2)、そして包括的支援事業(※3)を行う中で、保健師が中心になって高齢者の皆さんを支援します。

- 介護予防通所介護 (デイサービス)
 - 介護予防訪問介護 (ヘルパーサービス)
 - 介護予防訪問リハビリテーション
 - 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
 - 介護予防住宅改修費支給
 - 介護予防福祉用具販売
 - ……等々です。
- ※1 予防給付とは、要介護認定の結果、要支援
- ※2 平成18・19年度には基本健診を受診された65歳以上の方に行ってきた、介護予防のための『生活機能評価』を今年度は平成20年4月1日時点で65歳以上で要介護1以上の方を除いた全住民の方に行います。その結果を踏まえて、介護予防に皆さんが効果的に取り組めるように様々な機会を使って介護予防の方法をお知らせしたいと考えています。
- ※3 包括的支援事業とは、次の4つの事業です。
- ① 介護予防ケアマネジメント事業として※2の結果特定高齢者に該当した方へ、介護予防プランの

作成と必要な支援を行います。

② 総合相談・支援事業として、高齢者の皆さんが自立した生活を営むための相談を受けたり、必要な支援を行います。

③ 権利擁護事業として、虐待の予防の啓発や施設措置などの支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、高齢者の皆さんを支えるために必要な地域の関係機関との連携を行います。

以上、簡単に地域包括支援センターで行われる予定の業務を紹介しましたが、高齢者の皆さんが少しでも元気で自分らしく過ごせるよう、お手伝いをさせていただきますので、気軽に相談してください。

幌延町地域包括支援センター
(電話5-1790)